

令和3年度介護人材確保・定着支援事業 介護福祉士実務者研修等受講料補助留意事項

1 趣旨

介護職員の確保が喫緊の課題となっている状況において、将来に不安がある仕事との意識が根強いことから、やりがいを感じ、成長できる職場として、定着して働き続ける環境の整備が必要である。このため、介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援するため、実務者研修受講料等の助成事業を行い、介護職員の離職防止や定着を促進することで介護人材確保を図る。

2 補助対象受講料

補助の対象となる受講料は、介護福祉士実務者研修や介護職員初任者研修の受講料相当額（必須のテキスト代及び実習費を含む）として、当該研修を実施した県外を含む養成機関に直接支払った額とする。

なお、一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会が本事業を実施する場合は、高齢者等就労支援事業の補助対象となる下記(1)、(2)の費用は、補助対象としない。

- (1) ひょうごケア・アシスタント登録者が受講する民間事業者や社会福祉法人等が実施する介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修に要する受講料
- (2) 55歳以上の高齢者、地域で在宅介護を行う者、介護保険施設での勤務者、研修を実施する社会福祉法人採用予定者が受講する社会福祉法人等が実施する介護職員初任者研修に要する受講料
※ 原則、施設・事業所が負担する研修受講料が補助対象であるが、施設・事業所に所属する個人が、自身の負担（一部負担であっても）で支払った受講料も補助対象とする。

3 補助対象施設・事業所

県内の介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護サービス事業所等）は、補助対象となる介護職員（以下「補助対象者」という。）がいれば、一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会、一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会又は兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会（以下「協会等」という。）に対して補助申請ができる。

ただし、補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

【補助対象となる介護職員の要件】

- (1) 介護職として、自施設等に就業している介護職員（採用予定者も含む）
※介護職員の常勤・非常勤は問わない。
- (2) 就業している場合、申請時において当該施設等に在籍していること。
- (3) 介護福祉士実務者研修等の修了日が、令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間内であること。

4 補助申請手続

- (1) 施設・事業所は、3の要件を満たす者がいる又は見込となる場合は、介護人材確保・定着支援事業受講料補助金事前申請書（様式第1号）を協会等に提出することができる。
- (2) 協会等は施設・事業所から提出された事前申請に基づき、補助対象者決定通知書（様式第2号）により、補助対象者を決定する。
- (3) 決定通知を受けた補助対象者がいる施設・事業所が、補助金の交付を受けようとする場合は、介護人材確保・定着支援事業受講料補助金交付申請書（様式第3号）及び補助対象者名簿（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、協会等に申請しなければならない。
 - (ア) 実務者研修等の受講について、申請者が受講料を支払ったこと及び金額を証明する領収書又はそれに類する書類の写し
 - (イ) 実務者研修等の修了証明書の写し
 - (ウ) 県内の介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護サービス事業所等）に就業していること又は就業予定であることを証する書類の写し
例）在籍証明書、採用内定通知書及び履歴書の写し等
- (4) 協会等は前項に規定する申請があったときは、補助金の交付について審査を行い、補助金の交付を決定したときは、補助対象施設・事業所に対し補助金を支払うものとする。

5 補助金額

本事業において補助する金額は、2に定める受講料相当額の2分の1の費用とする。

【一人あたりの上限額】

介護福祉士実務者研修	・・・	<u>50千円</u>
介護職員初任者研修	・・・	<u>35千円</u>